

平成 29 年度第 1 回青森市指定管理者選定評価委員会（会議概要）

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 11 日（木） 13：00 ～
- 2 開催場所 青森市役所本庁舎 2 階庁議室
- 3 対象施設 市営住宅（青森地区）（22 団地）
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 横内 修（市民政策部理事次長事務取扱）
委員 岸田 耕司（財務部次長）
委員 加福 理美子（市民生活部次長兼行政情報センター所長）
委員 坪 真紀子（経済部理事次長事務取扱）
委員 森 宏之（青森大学教授）
委員 古川 司（東北税理士会青森支部）
 - (2) 施設所管課 都市整備部 住宅まちづくり課 参事 石郷 昭規
副参事 堤 省一
主査 藤本 晃弘
 - (3) 制度所管課 市民政策部 政策推進課 課長 船橋 正明
主幹 高野 新
主事 畑井 裕樹
- 5 欠席者
選定評価委員 副委員長 加藤 文男（総務部理事次長事務取扱）
- 6 案件 平成 30 年度指定管理者制度導入の適否について
- 7 審査結果 全委員異議なく、全会一致で以下のとおり了承された。
 - (1) 指定管理者導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5 年
 - (3) 利用料金制：なし
 - (4) 募集形態：公募
 - (5) グルーピングの適否：適（22 施設の一括公募とする）

8 主な質疑内容

委員：市営住宅の1階の方からカビに関する苦情はないのか。建物が外断熱でないなどの構造上の問題ではないのか。

所管課：市営住宅の1階に限らずカビに関する苦情はある。建物については、過去に建設された市営住宅では断熱性能がよくないため、結露などが発生するケースがある。現在建設する市営住宅においては、一定の国の基準が示され、断熱性能などを維持している。また、換気のシステムによりある程度の湿気を防ぐといった対応を行っている。

委員：利用者の意見として、指定管理者の踏み込んだ対応には限界があり、市の仲介に終始する場面があるため、指定管理者に権限を持たせるべきという意見があったようだが如何に考えるか。

所管課：市と指定管理者の業務については、明確に線引きをしている。事案があった場合、指定管理者が一度確認したのち事案の内容を市、指定管理者どちらの業務かを判断しているが、このワンクッションおくことで踏み込んだ対応ができないと思われることから、事案に対し迅速に対応することにつけると考える。

委員：市と指定管理者の業務の線引きは金額的なものなのか。

所管課：基本的には金額というより対応する種類によって線引きされている。また、線引きが明確にできない部分については、市と指定管理者がある程度分担して行っている。

委員：建物に破損が生じた際に修理をすべきか、買い替えをすべきかの判断には高度な判断を要するが、指定管理者に委託することで円滑に行われるということによろしいか。

所管課：現在の指定管理者については、建築士や電気技師、防火管理者などの専門的な資格を有するものがあることから判断が円滑に行われている。

委員：市営住宅22団地、約2,500戸は非常に多いように感じられる。公募した場合、競争性を担保できるのか。前回の指定管理者公募の際は、何社の応募があったのか。

所管課：前回の指定管理者公募の際、申し込みは1社であったが、青森市内には、現在の指定管理者以外にも市営住宅と同様の規模の住宅を管理できる業者があると考えており、競争性は担保されている。